

第16回山形県手話通訳者養成講座開催要綱（案）

1. 目的

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する。

2. 対象者

令和7年4月1日時点で18歳以上の、聴覚障がい者と手話による日常会話が可能な者で、講座の全日程を受講できる者。

3. 主催

山形県

4. 主管

山形県聴覚障がい者情報支援センター

5. 開催日程（予定）

《通訳Ⅰ》《通訳Ⅱ》 講習期間：令和7年5月25日(日)～12月7日(日)

1	5月25日(日)	9	9月28日(日)
2	6月8日(日)	10	10月5日(日)
3	6月22日(日)	11	10月13日(月・祝)
4	7月6日(日)	12	10月26日(日)
5	7月20日(日)	13	11月9日(日)
6	7月27日(日)	14	11月30日(日)
7	8月3日(日)	15	12月7日(日)
8	9月7日(日)		

※時間：10時～16時15分（1日に1時間40分×3講座行います）

※7/27と10/13は養成カリキュラムとは別のステップアップ講座になります。

《通訳Ⅱ》《通訳Ⅲ》 講習期間：令和8年4月～12月

なお、やむを得ず講座の一部を欠講した場合は、第17回山形県手話通訳者養成講座において当該講座を受講し、講座を修了することができる。

6. 開催会場（予定）

山形県聴覚障がい者情報支援センター

7. 養成内容

養成カリキュラムは開講日に配布する。

8. 募集人員

20名程度

9. 申込締切

令和7年5月7日（水）（必着） 期限厳守のこと。

10. 受講料

無料 ただしテキスト及び資料代は実費負担

〔内訳・・・通訳Ⅰ：3,080円、通訳Ⅱ3,080円、通訳Ⅲ：3,080円〕
講義：1,980円

受講決定後、最初の受講日に11,220円を持参すること。

11. 修了後について

講座を修了した者は、山形県手話通訳者登録試験（全国統一手話通訳者試験）を受験する。

試験合格者は、手話通訳者として各市町村等に登録した上で、手話通訳活動を行う。

12. 申し込み方法

別紙申込書に必要事項を記入し、FAX、メール又は郵送により申し込むこと。

また、メール・FAXで申し込んだ場合には、電話により受信の確認を行うこと。

なお、受講者の決定については、山形県聴覚障がい者情報支援センターから申込者に別途通知する。

13. 申し込み・問い合わせ先

山形県聴覚障がい者情報支援センター
〒990-0021
山形市小白川町2-3-30
TEL/FAX：023-666-7616
メールアドレス y-mimi@white.plala.or.jp
(yの次はハイフン)